

三浦市上水道事業審議会委員 各位

三浦市上水道事業審議会
会長 鎌田 素之

令和3年度第2回三浦市上水道事業審議会の書面開催について（通知）

日頃から三浦市上水道事業審議会にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先日開催の通知をいたしました令和3年度第2回三浦市上水道事業審議会につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面開催とさせていただきます。

下記をご確認のうえ、ご審議の程、よろしくお願いたします。

記

1 議題

水道料金の改定に関する事項について

2 審議方法

前回の審議会でもいただいた意見を反映した「水道料金の改定に関する事項について（諮問）」に対する「答申」（案）の提出がありました。・・・・・・【資料1】のとおり

今回は、料金改定に関して、当初答申にある改定率、時期のほか、コロナ過に対する段階的措置の期間、補てん財源等、審議すべき内容が多岐にわたりますが、委員各位よりご意見、ご質問をいただき、意見の整合を経て、答申案を見直す必要があると判断したときは、これを修正し答申案をまとめ、改めて開く審議会により、答申を行う方法とします。

3 意見提出について

「答申」（案）についての意見提出は【提出様式1】によりお願いします。

令和3年8月26日（木）までに意見・質問を記入、または「意見無し」の場合その旨を記入いただき、次の①～③方法にて事務局へ送付願います。

- ① Eメールへ添付（送信先：suidou0101@city.miura.kanagawa.jp）
- ② ファクシミリにて送信（送信先番号：046-881-6307）
- ③ 郵送（期日迄に発送願います。〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市上下水道部営業課宛）

4 送付資料

・【提出様式1】

- ・【資料1】水道料金の改定に関する事項について（答申）【案】
- ・【水道料金改定資料1】事務局からの説明
- ・【水道料金改定資料2】コロナ禍の影響分析
- ・【水道料金改定資料3】一般会計の状況
- ・【水道料金改定資料4】改定率（案）にみる水道料金単価表
- ・【水道料金改定資料5】水道料金体系別1ヶ月あたりの平均使用金額と値上げ影響額
- ・【水道料金改定資料6】大口使用者料金改定影響額試算
- ・【水道料金改定資料7】三浦市水道事業今後の予定（案）

以 上

【事務局】三浦市上下水道部営業課 金枝・宮本
電話番号：046-882-1111(代) 内線 380・381 ファクシミリ 046-881-6307
メールアドレス：suidou0101@city.miura.kanagawa.jp

